

# 94 類

家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

乗用自動車の運転席用のいす、公園で使用される陶磁製の腰掛け、寝袋（詰物をしたもの）、クリスタルガラス製のシャンデリア、木製のたんす、木製テーブル、羽根布団



## 94 類

家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

### 重要な部・類の注

《第 94 類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物の注の規定》

#### 【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 第 39 類、第 40 類又は第 63 類のマットレス、まくら及びクッションで、空気又は水を入れて使用するもの
- (b) 第 70.09 項の鏡で床又は地面に置いて使用するよう設計したもの（例えば、姿見）

## 94 類

家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

### 出題例

【問題】 次のうち第 94 類に分類されないものはどれか。

- ① 常用自動車の運転席用のいす
- ② 空気マットレス
- ③ 羽毛布団

【問題】

木製たんす、木製テーブル、ビリヤード台、クリスタルガラス製のシャンデリアは、すべて第 94 類に分類される。

## 94 類

家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーションサイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

### 解答

【問題】 次のうち第 94 類に分類されないものはどれか。

- ①常用自動車の運転席用のいす
- ②空気マットレス
- ③羽毛布団

【解答】 ②

空気マットレスは、第 63 類（紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びぼろ）に分類される（第 94 類注 1 (a) 参照）。

【問題】

木製たんす、木製テーブル、ビリヤード台、クリスタルガラス製のシャンデリアは、すべて第 94 類に分類される。

【解答】 誤り。

木製たんす、木製テーブル、クリスタルガラス製のシャンデリアは第 94 類に分類されるが、ビリヤード台は第 95 類（がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品）に分類される。

## 95 類

がん具、遊戯用具及び運動用具  
並びにこれらの部分品及び附属品

木製のおもちゃ、木製人形、プラスチック製のおも  
ちゃ、サーフボード、水上スキー、プラスチック製  
のスキー、木製のテニスラケット、ビリヤード台、  
遊戯用カード、トランプ、アイススケートを取り付  
けたスケート靴、ローラースケートを取り付けたス  
ケート靴、サーカス用に調教した馬、人形用の長靴  
(ゴム製)クリスマス用品、釣りさお



がん具、遊戯用具及び運動用具  
並びにこれらの部分品及び附属品

## 重要な部・類の注

《第 95 類 がん具、遊戯用具及び運動用具並びにこれらの部分品及び附属品の注の規定》

## 【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) ろうそく（第 34.06 項参照）
- (e) 第 61 類又は第 62 類の紡織用繊維製の運動用衣類及び特殊衣類（肘、膝又はそけい部にパッド又は詰物等のさ細な保護用部分を有するか有しないかを問わない。例えば、フェンシング用衣類及びサッカーのゴールキーパー用ジャージ）並びに第 61 類又は第 62 類の紡織用繊維製の仮装用の衣類
- (g) 第 64 類のスポーツ用の履物（アイススケート又はローラースケートを取り付けたスケート靴を除く。）及び第 65 類の運動用帽子
- (m) 液体ポンプ（第 84.13 項参照）、液体又は気体のろ過機及び清浄器（第 84.21 項参照）、電動機（第 85.01 項参照）、トランスフォーマー（第 85.04 項参照）、ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、スマートカードその他の媒体（記憶してあるかないかを問わない。）（第 85.23 項参照）、無線遠隔制御機器（第 85.26 項参照）並びにコードレス赤外線遠隔操作装置（第 85.43 項参照）
- (o) 幼児用自転車（第 87.12 項参照）
- (p) 無人航空機（第 88.06 項参照）
- (q) カヌー、スキフその他これらに類するスポーツ用ボート（第 89 類参照）及びこれらの推進用具（木製品については、第 44 類参照）

# がん具、遊戯用具及び運動用具 並びにこれらの部分品及び附属品

## 重要な部・類の注

(w) ラケット用ガット、テントその他のキャンプ用品並びに手袋、ミトン及びミット（構成する材料により該当する項に属する。）  
など

2 この類には、天然若しくは養殖の真珠、天然、合成若しくは再生の貴石若しくは半貴石又は貴金属若しくは貴金属を張った金属をさ細な部分にのみ使用したものを含む。

3 この類の物品に専ら又は主として使用する部分品及び附属品は、1の物品を除くほか、当該この類の物品が属する項に属する。

4 この類の注1のものを除くほか、第95.03項には、同項の物品と一以上の物品（関税率表の解釈に関する通則3(b)のセットではないもので、単独で提示する場合は他の項に属するものに限る。）とを組み合わせたものを含む（小売用にしたものと及びがん具の重要な特性を有する組合せにしたものに限る。）。

5 第95.03項には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるもの（例えば、ペット用がん具）を含まない（それぞれ該当する項に属する。）。

## 95 類

# がん具、遊戯用具及び運動用具 並びにこれらの部分品及び附属品

### 出題例

#### 【問題】

第 95.03 項のがん具には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるものも含まれる。

#### 【問題】

スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない）は、がん具、遊戯用具等として第 95 類に分類される。

#### 【問題】

第 95.03 項（三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付がん具、人形用乳母車、人形、その他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル）には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるものを含まない。

#### 【問題】

野球用のグローブ（革製）は、第 95.06 項に分類される。

## 95 類

# がん具、遊戯用具及び運動用具 並びにこれらの部分品及び附属品

### 解答

#### 【問題】

第 95.03 項のがん具には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるものも含まれる。

#### 【解答】 誤り。

第 95 類注 5 により第 95.03 項のがん具には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるものは含まれない（それぞれ該当する項に属する）。

#### 【問題】

スマートカードその他の媒体（記録してあるかないかを問わない。）は、がん具、遊戯用具等として第 95 類に分類される。

#### 【解答】 誤り。

スマートカードについては、第 95 類注 1 (m) により第 95 類には含まれない。通常は第 85 類に分類される。

# がん具、遊戯用具及び運動用具 並びにこれらの部分品及び附属品

## 解答

### 【問題】

第 95.03 項（三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付がん具、人形用乳母車、人形、他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル）には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるものを含まない。

### 【解答】 正しい。

第 95.03 項（三輪車、スクーター、足踏み式自動車その他これらに類する車輪付きがん具、人形用乳母車、人形、他のがん具、縮尺模型その他これに類する娯楽用模型（作動するかしないかを問わない。）及びパズル）には、その意匠、形状又は構成材料から専ら動物用と認められるものを含まない（第 95 類注 5）。

### 【問題】

野球用のグローブ（革製）は、第 95.06 項に属する。

### 【解答】 誤り。

第 95 類注 1 (w) においてグローブは、構成する材料により該当する項に属するとされることから、第 95.06 項には、該当せず、第 42.03 項（革製品）に属する。

## 雑品

たばこ用ライター、木製喫煙パイプ、  
楽器用清掃ブラシ、ボタン、ほうき、  
生理用ナプキン、タンポン、幼児用  
のおむつ及びおむつ中敷、モップ、  
スマートフォン用の自撮り棒

ほうき、ちりとり

生理用ナプキン

幼児用  
おむつスマートフォン用の  
自撮り棒

筆記用具

パイプ

モップ

ライター



## 重要な部・類の注

《第 96 類 雑品の注の規定》

## 【注】

1 この類には、次の物品を含まない。

- (a) 化粧用鉛筆（第 33 類参照）
- (f) 第 90 類の物品（例えば、眼鏡のフレーム（第 90.03 項参照）、製図用からす口（第 90.17 項参照）及び医療用又は獣医用の特殊ブラシ（第 90.18 項参照））
- (g) 第 91 類の物品（例えば、時計のケース）
- (h) 楽器並びにその部分品及び附属品（第 92 類参照）など

## 【第 96 類 総説】

この類には、彫刻用、細工用又は成形用の材料及びこれらの材料の製品、ある種のほうき、ブラシ及びふるい、ある種の小間物類、ある種の筆記用具及び事務用品、ある種の喫煙用具、ある種の化粧用具、ある種の吸収性を有する衛生用品（生理用のナプキン（パッド）及びタンポン、乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類する物品（材料を問わない。）並びにその他の各種の製品でこの表の他の項に属しないものを含む。

（以下略）

## 出題例

## 【問題】

第 48 類の紙及び板紙類には、生理用ナプキン及びタンポンが、含まれる。

## 【問題】

第 48 類の紙及び板紙類には、紙類の乳児用のおむつ及び紙類のおむつ中敷きが含まれる。

## 解答

## 【問題】

第 48 類の紙及び板紙類には、生理用ナプキン及びタンポンが、含まれる。

【解答】 誤り。

生理用ナプキン及びタンポンは、第 96 類に含まれる。

## 【問題】

第 48 類の紙及び板紙類には、紙類の乳児用のおむつ及び紙類のおむつ中敷きが含まれる。

【解答】 誤り。

乳児用のおむつ及び中敷きは、第 96 類に含まれる。